

史料紹介

森戸辰男関係文書のなかの日本国憲法（1）

～憲法草案と森戸辰男～

小 池 聖 一

はじめに

昭和三十三年（一九五八年）二月十九日、内閣総理大臣官邸で行われた憲法調査会第十回総会で、参考人として呼ばれていた森戸辰男は、次のように述べた。

（前略）当時の日本はボツダム宣言、敗戦、無条件降伏という異常な重圧のもとにあつたのである。で、国民はしばしばいわれておる虚脱か、混乱か、あるいは興奮の中につくことなどではない。しかも占領下にありまして、司令部の強力な指導もあつたのであつて、国会ですらも完全に自由な審議はできなかつたようだ。しかし、占領も終つて日本は独立すると考え、同時に国際情勢も国内事情もほぼ検討のつくようなものになるであろう。しかも十年もすれば国民は虚脱、昏迷、興奮からさめて、冷静な判断ができるようになるであろうと、加うるに十年もすれば教育も進んで、民主的平和的な教育の、主義の正しい形も国民にわかつてくるであろう。こういうときにこの憲法は再検討されるべきである、こういうふうに考えたからでございました。（後略）^{〔1〕}

えられていたかもしれないが、客観的に見ますと、国民の自由な意思の表現の結果であるとは考えにくい面もあるのではないかと、こういうふうに考えたからでござります。さらに客観的に見ますと、当時国際関係や国内事情も流動的なものでござい

まして、これが安定した後に考えるのが妥当であろうと、こういうように思いました。そこで十年後に再検討したらいいと、こういうように考えたのでございまして、これは例の憲法調査会の補則の中にも書かれておりますが、十年後と申しますのは、ほんのことでございましたが、十年になれば当然条文には書きませんけれども、占領も終つて日本は独立すると考え、同時に国際情勢も国内事情もほぼ検討のつくようなものになるであろう。しかも十年もすれば国民は虚脱、昏迷、興奮からさめて、冷静な判断ができるようになるであろうと、加うるに十年もすれば教育も進んで、民主的平和的な教育の、主義の正しい形も国民にわかつてくるであろう、こういうときにこの憲法は再検討されるべきである、こういうふうに考えたからでございました。（後略）^{〔1〕}

本証言で森戸は、敗戦直後、憲法改正という形で日本国憲法が制定された同時代的な状況認識を明らかにしている。

ここから導かれるものは、第一に憲法の制定過程を詳しく検討する」とと、現在、日本国憲法が広く国民に受け入れられていることを区

別しなければならない、ということである。第二に、憲法問題が「護憲」「改憲」という二分法のみで論じられていることに対する疑問である。⁽²⁾

森戸辰男は、日本国憲法の制定・憲法改正過程において、民間憲法改正案において敗戦後最も早く、そして、進歩的な内容であった憲法研究会の憲法草案要綱および日本社会党憲法案の作成にあたって主導的な立場にあった。さらに、第九十帝国議会衆議院帝国憲法改正小委員会の委員として社会党を代表しつつ、一方で芦田均委員長の信頼も厚い人物として日本国憲法の作成に大きく関与した人物でもあった。その際、森戸は、憲法学者としてではなく、社会科学者として大日本帝国憲法の改正・日本国憲法の制定に深く関与したのであつた。

本稿の目的は、大日本国憲法（以下、明治憲法）の改正について、広島大学所蔵森戸辰男関係文書中の「憲法」関係の文書を紹介するとともに、これに対する位置づけを試みることである。

広島大学所蔵の森戸辰男関係文書中、日本国憲法関係の文書は、森戸自身によつてA4版の封筒に「憲法改正」と墨書きされた封筒に文書群として入っていた。具体的に本文書群は、森戸が広島大学長を退職した際、森戸から広島大学に寄贈された文書であり、森戸文書研究会（代表 小池聖一）によつて整理され、現在、森戸辰男記念文庫として広島大学文書館にて公開されているものである。⁽³⁾ 基本的な文書数は、五十一文書、五十五点であるが、憲法関係の文書は、他に講演録等のなかでも散見されるので適宜補うこととする。

本文書群は、内容から、昭和三十三年二月十九日、憲法調査会の参

考人質疑に対応するため、森戸が自らの手でまとめたものと考えられる。しかし、本文書群は、憲法改正に関与した森戸辰男の全てではない。資料群としては、欠けていると思われることも多々ある。

とはいえ、憲法改正に立ち会つた重要人物である森戸辰男の関係文書が有する資料的価値は高く、後述するような重要な文書も多く含まれているのである。

なお、森戸辰男関係文書には、下記の二つの民間研究団体と日本社会党案、という三つの憲法草案が含まれている。このうち、「一、憲法研究会案」「三、日本社会党案」については、森戸は主要メンバーとして関与していたことから、所蔵していることが理解できるが、「二、憲法懇談会による日本國憲法草案」を所蔵するにいたつた経緯については不明である。

一、憲法研究会案

敗戦の年、一九四五年（昭和二十年）十月に、内大臣府と政府で憲法調査がそれぞれ開始されるにともない、政党や民間研究団体においても憲法改正案の策定が試みられた。なかでも、一九四五年十二月二十六日に発表された憲法研究会・憲法草案要綱は、高い評価をG.H.Q／SCAPから与えられた。その草案にあたる「憲法改正要綱」「第二案」が、森戸辰男関係文書に含まれている。

森戸辰男は、高野岩三郎、馬場恒吾、杉谷孝次郎、岩淵辰雄、室伏高信、鈴木安蔵と共に憲法研究会の一員であり、なかでも熱心に憲法改正案作成に取り組んだ。この憲法研究会において草案策定上重視さ

れた点を森戸は、次の四点にまとめている。

- ①天皇制、
- ②基本人権、生存権、経済社会的文化的な基本権、
- ③憲法制定会議、
- ④レビューの必要⁽⁴⁾

このような問題意識のもと、十一月五日に第一回会合がおこなわれ、その後も週一回程度で会議が開催された。この間なされた論議を鈴木安蔵がまとめ第一案「新憲法制定の根本要綱」が作成された。この第一案に基づいて十一月二十八日に議論が行われた。このなかで、森戸は、大日本帝国憲法の改正か、新憲法制定か、という問題に対し、「実質はともかく形態上、現行憲法の改正か、ということでなければならぬ。悪法でも法であるから」という建前から一応改正して、それにもとづいて更に新憲法を作る。つまり、二度の憲法改正が必要である」として、「憲法改正」の方向性が決まった。さらに、森戸は、「十年後に新たに憲法制定会議を召集して民主主義的新憲法を作製することを公約・宣言すること」を主張した。その理由は、「現在の改正では、眞に徹底的に民主的たりえず、又真に新しき民意を十分反映し得ず」としたからであった。⁽⁵⁾すなわち、森戸は、今回の憲法改正が占領下という特殊状況のもとで行われたため、眞に民主主義的となる十年後、すなわち占領下から脱して独立したときに、新憲法を制定することを当初から考えていたのである。その意味で、占領下で作られた憲法

は、新憲法制定という形ではなく、憲法改正にしなければならないと考えたのであつた。

また、天皇制についても、政治体制としての天皇制全廃を室伏が主張し、森戸も「天皇は宗家の首長として、国民の敬愛の的たるも、政治に関しては君臨すれども統治せずの原則により政治の実質は挙げて憲法上の諸機関に委せ形式的に国家の元首とす但し国家の元首として國民を代表し任命、条約等にサインする」と述べている。⁽⁶⁾森戸は、共和制を理想としていたが、高野岩三郎のように共和制を憲法の条文化することは、他の者同様、時機尚早と考えていた。しかし、それでも当該期、政府案を含めて天皇を、日本国憲法における「象徴」となすまでに成熟した論議を憲法研究会は行っていたのである。⁽⁷⁾そのうえで、第二案として、次記の「憲法改正要綱」が作成された。

憲法改正要綱

一、統治権、天皇

民主主義国家に於ては、統治権は当然国民より発し、且つ国民がこれを総攬⁽⁸⁾である。したかつて共和制が最も適当である。

しかし乍ら日本現在の過渡的段階、国民の感情より、当面民主主義的性格を徹底せる立憲君主制を妥当としよう。

- 一、日本國ノ統治權ハ國民ヨリ發ス⁽⁹⁾
- 一、天皇ハ國民ノ委任（承認、推戴）ニヨリ國ノ元首トシテ内外

二対シ国ヲ代表ス

一、天皇ハ榮養^(譽と恵へきにて可正加筆)ノ淵源ニシテ國家的儀礼ヲ司ル

一、天皇ハ國政ヲ親ラセス 国政ニツイテ責任ナシ一切ノ國務ニ

ツイテ内閣ソノ責任ニ任ス

一、天皇ノ身体ハ侵スヘカラス

一、天皇ハ刑ヲ加ヘラル、コトナシ 但シ憲法ニ違反若シクハ國民ノ総意ニ反スルコトアラハ其ノ位ヲ失フ

一、天皇即位ニ際シテハ議会ニ於テ憲法遵守ノ誓約ヲナス

一、攝政ヲ置クハ議会ノ議決ニヨル

右に対し左の二主張あり。

一、今にして天皇制を廃止せざれば、今後再び従来の如き軍閥的官僚的專制が天皇、國体の名の下に行なはる、虞れあり。民主主義日本確立のために直ちに天皇制を廃止して一切の反動勢力復活の危険を除くべし日本國ノ元首ハ國民ノ選舉スル大統領トス

(譽と恵へきにて可正加筆)

二、天皇が國の元首として存置さるゝ以上、單に榮養^(譽と恵へきにて可正加筆)ノ淵源として國家的儀礼を司るのみならず行政權の首長として認むべし。

天皇ハ國民ノ委任ニヨリ行政權を掌握シ國ノ内外ニ対シ國ヲ代表スル元首タリ

二、人権

無條件附人権規定、且つ能ふ限り詳細に規定すること。

さらに學術、言論、宗教等の自由を妨ぐる如何なる法令をも發布するを得ずとの積極的規定を設くべきである。

さらにまた左の如き權利の保証が規程さるべきである。

一、新政府樹立權

二、労働權—全時に労働の義務を規定す

三、労働權に基づく勤労者の結社、運動の自由

四、國民の生活權

五、休息權

六、養老、疾病、失業の際の被害保護權—廣汎な社會保險制其の他

七、男女の平等

八、民族的人種的差別の撤廃

九、學術、藝術、教育、宗教の自由と保護

一〇、民主主義並に平和思想に基づく人格完成、社會道德確立の義務

三、立法、行政

立法權は完全に議会に属シ、政府による副立法權を認めず。また政府する監督をなす

議會ハ國民ノ総意ヲ代表シ一切ノ立法權ヲ掌握シ行政ヲ監督ス
予算、租稅、皇室費其他一切の國家財政について、一年毎に議會の承認を必要とすること、し、前年度予算、施行、予備金支出、責

任支出、緊急財政処分を廃す

二院制。一院は全国一区の大選舉区制により、十八才以上の男女

平等選舉。二院は職域別代表、一院の権限は二院に優越す。

二度第一院ヲ通過シタル法律家ハ第二院ニ於テ否決スルヲ得ス

会期六ヶ月以上、秘密会廻止、議員の言論は院外においても責を負はず隨時大臣の出席を求め質問し得、また必要の際は国民を召喚して聽取するを得。

内閣は議会に対し連帶責任を負ひ、その存続は議会の信任ある限りとす。総理大臣の任命は両院議長の推薦による（各政党代表の協議によるべしとの意見もあり）

各省大臣、國務大臣は総理大臣の推薦による。

華族制、枢密院廃止

皇族にして皇位繼承に關係なきものは臣籍降下。

官吏に対する人民糾弾、罷免權を認むること。

四、司法

司法權は國民の名に於てたゞ法律に準據して裁判官これを行使す

る大審院判事は國民の公選とす。下級裁判所の判事は法律の定むるところにより任命す。

徹底的な陪審制の実施。

無罪者に対する國家補償の徹底。

行政裁判所の改革による人民の権利毀損の救済

検事総長の公選

検察機関の行政權よりの独立。

五、經濟、財政

独占資本の制限、財閥の禁止、寄生的大土地所有の禁止、勤労者の生活、健康、教養向上を脅かす如き労働條件の禁止、高利、高小作料の禁止、私有財産並に営業、契約の自由は國家公共の福に貢献するを根本條件とするとの規定を設くべし

例えば左の如き條文必要なりとの意見あり。

土地ハ国有トス

公益上必要ナル生産手段ハ國会ノ議決ニヨリ漸次國有ニ移ヘシ
労働ノ報酬ハ労働者ノ文化的生計水準以下タルヲ得ス

六、其 他

憲法改正の發案權は議会に屬す。（天皇、政府にも与ふべしとの意見もあ^{(レ)次々}

改正については全議員の三分の二以上出席、その過半数可決によ

る憲法改正其他国の重大事項について國民投票に附する必要^{(レ)次々}ある認めらるゝ時は憲法改正の規定に準いて其の可否を決すること。

新憲法の規定並に民主主義精神に反する一切の法令、制度は直ちに撤廢さるべきことを規定すること

十年後新たに憲法會議を召集し民主主義的憲法の制定をなすべきことを附加すること⁽⁹⁾

(注二)

横浜市所蔵「森戸辰男関係文書」(現在、広島大学に長期貸出、

文書館にて再整理中)にも、森戸の黒ペン書にてのサインが

ある「憲法改正要綱」が存在している。このなかで、「一、統治権、天皇」の文頭、「民主主義国家に於ては、統治権は当然国民より発し、且つ国民がこれを総攬すべきである。したかつて共和制が最も適当である。しかし乍ら」までは、棒線(黒ペン書)にて削除されている。

(注二)「一、日本國ノ統治権ハ国民ヨリ発ス」は棒線(黒ペン書)にて囲まれている。

この憲法改正要綱は、十二月五日の会合通知とともに多くの知識人等に送られた。⁽¹⁰⁾

昭和二十一年二月二十三日付森戸辰男宛大山郁夫書簡
森戸辰男兄

憲法改正要綱という名称は、森戸の意見を取り入れたものであり、本案の最後に「十年後新たに憲法会議を召集し民主主義的憲法の制定をなすべきことを附加すること」が書き加えられたのも森戸の意見によるものであった。この案について、十二月五日の会合で議論がなされ、大内兵衛の書簡も参考にしながら、第三案が作成され、森戸の意見は、補則の第三条として「本憲法ハ十年後国民有権者過半数ノ選出セル憲法制定会議ニヨリテ改正スルヲ得」とされたのであった。

そのうえで、公表用の草案作成を鈴木安蔵が担当し、十二月二十六日に署名した森戸を含む七名が新生社に集まって検討し、若干の修正のうえ、鈴木がまとめた発表案を決定したのであった。発表案は、第

二案および第三案に比較して簡略化されたものとなつてゐるが、それは、根本要綱をしめすことに意義があると考へられたためである。⁽¹¹⁾

同日十二月二十六日、総理大臣官邸におもむいて最終要綱を渡そうとしたが、不在のため秘書官に手交、記者発表を行なつたが、新聞に報道されたのは十二月二十八日のことであつた。⁽¹²⁾

なお、憲法草案要綱は、マッカーサー草案にも高く評価されて強い影響を与えた。⁽¹³⁾ その際、どのようなルートでGHQに渡つたのかは不明であるが、コールグローブからGHQのにわたつた可能性が指摘されているが、この点について、森戸文書には、次の書簡が所蔵されている。

かうして兄に通信し得る日が来ようとは丸で夢の様です。櫛田民藏兄との感を分つことが出来ないのが残念です。しかし今は回顧よりも前途への邁進が肝要と存じます。
民主主義新日本建設万歳!

このノートの携帯者ノースウエスターーン大学コールグローブ教授のことについては、日本文化人聯盟委員長および常任委員会あての私の通信を御覧下さい。同氏が日本滞在中にこの使命を完全に果たすることは、日本の立場から見ても望ましきこと、存じます。それについて兄の御配慮を煩はさなければならないことも少からずあろうと存じます。何分にもよろしくお願ひいたします。

余は再会握手の日まで保留します。

一九四六・二・二三 大山郁夫^{〔1〕}

この書簡が翌昭和二十一年の二月であり、また、未開封であったことから、可能性としては低いといえるのではないだろうか。

二、憲法懇談会による日本国憲法草案

(欄外記入) 第一章 総 則 日本國憲法草案

第一條 日本國ノ主権統治權ハ天皇ヲ首長トスル國民全体ニ淵源ス

〔削除〕朱書

日本國ノ主権統治權ハ天皇ヲ首長トスル國民全体ニ淵源ス

〔削除〕朱書

H Q 草案) にもとづく政府案要綱発表の前日である昭和二十一年三月五日に発表され、石黒武重国務大臣に手交された日本国憲法草案が所収されている。^{〔2〕}しかし、広島大学文書館所蔵の本文書は、作成された時期を特定できないが、最終案の草案ではないか、と考えている。その理由は、朱書による修正等の存在から、国立国会図書館憲政資料室所蔵幣原平和文庫「日本国憲法草案」の前段階のものと考えられるためである。なかでも最も重要な点は、広島大学文書館所蔵森戸辰男関係文書の「日本國憲法草案」には、「第五條 日本國ハ軍備ヲ持タサル文化國家トス」との条文が挿入されていることである。この条文の挿入は、独自に考えられたものであるのか、昭和二十一年二月十三日に発表されたマッカーサー草案から引用したものであるのか、は不明である。しかし、三月五日にG H Q に手交された政府による日本国憲法案とも内容面で相当の違いが存在している。特に、その総則や、天皇の位置づけ、議会構成などは、大日本帝国憲法と現在の日本国憲法

第八條 國民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ能力ニ應シ公ノ負担ヲ分任スルノ義務ヲ有ス

第九條 國民ハ其ノ居住移轉ノ自由ヲ侵サルルコトナシ

との中間に位置しているような内容である。それだけに、本「日本國憲法草案」の第五条は、特異な存在であるといえよう。

以下では、広島大学文書館所蔵日本国憲法草案の全文を掲載する。

前項ニ對スル例外ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十條

國民ハ其ノ人身ノ自由ヲ侵サル、コトナシ

國民ヲ逮捕シ監禁シ審問シ又ハ處罰スルカ為ニハ法律ノ

正當ナル手續ニ依ルヲ要ス

第十一條

國民ノ住所ノ安全ハ侵サルルコトナシ

前項ニ對スル例外ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 國民ノ信書ノ秘密ハ侵サルルコトナシ

前項ニ對スル例外ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 國民ハ其ノ信教ノ自由ヲ侵サルルコトナシ

第十四條 國民ハ其ノ言論出版ノ自由ヲ侵サルルコトナシ

風俗維持ノ為ニスル前項ニ對スル例外ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 國民ハ其ノ平穩ナル集會及結社ノ自由ヲ侵サルルコトナシ

第十六條 國民ハ其ノ請願ノ自由ヲ侵サルルコトナシ

第十七條 國民ハ其ノ財産權ヲ侵サルルコトナシ

公益ノ為ニスル財產權ノ徵収及制限ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

定ム

第三章 天皇

第十八條 皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

皇位繼承ノ順位ハ皇室法ヲ以テ之ヲ定ム

天皇ノ一身ハ侵スヘカラズ

大臣ハ天皇ノ凡テノ國務上ノ行為ニ付責ニ任ス

天皇ノ凡テノ國務上ノ文書ハ大臣ノ副署ニ由リテ其ノ

効力ヲ生ス

第二十條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布ヲ命ス

第二十一條 天皇ハ議會ヲ召集シ其ノ開會停會及衆議院ノ解散ヲ

命ス

第二十二條 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ

(未齊ニ御奉) 発セシム

第二十三條 天皇ハ官吏ヲ任免ス 但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ

特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル

行政各部ノ官制ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 天皇ハ議會ノ同意ヲ以テ諸般ノ條約ヲ締結ス

第二十五條 天皇ハ榮典ヲ授與ス

榮典ニ閏スル條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

恩赦ニ閏スル條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 天皇特ニ重大ナル事故アルトキハ讓位ヲナスコトヲ

得

第二十八條 天皇ハ十八年ヲ以テ成年トス

第二十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク

天皇久シキニ亘ル事故ニ由リ政務ヲ親ラスル能ハサ

(未齊ニ御奉) ルトキハ議會ノ議決ヲ經テ攝政ヲ置ク

攝政就任ノ資格及順位ハ皇室法ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 摂政ハ天皇ノ名ニ於テ政務ヲ執ル

テ臨時會ノ召集ヲ奏請スルコトヲ得

第四章 議會

第四十二條

議會ハ常會及臨時會ヲ通シ毎年少クトモ六箇月間開會スルコトヲ要ス

第三十一條 議會ハ衆議院及參議院ノ両院ヲ以テ成立ス

第四十三條 議會ノ開會閉會及停會ハ両院同時ニ之ヲ行フヘシ

第三十二條 衆議院ハ直接普通平等及秘密選舉ニ依リ四箇年ノ任期ヲ以テ選出セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第四十四條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ參議院ハ同時ニ停會セラルヘシ

選舉ニ関スル條項規ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 參議院ハ地方議會議員ニ依リ選出セラレタル任期六箇年ノ議員及各職能團体ヨリ選出セラレタル任期四箇年ノ議員ヲ以テ組織ス

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選挙セシメ解散ノ日ヨリ四十日以内ニ之ヲ召集スヘシ

選舉ニ關スル條項ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 衆議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ為スコトヲ得ス

第三十四條 何人モ同時ニ両議院ノ議員タルヲ得ス

第四十七條 衆議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス 可否同数ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル

第三十五條 凡テ國民ニ負担ヲ課シ又ハ國民ノ權利若ハ自由ヲ制限スルノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第四十八條 衆議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第三十六條 両議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得

第四十九條 衆議院ハ國民ノ請願ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於テ両議院ハ請願ノ内容ヲ審査シ之ヲ採擇シタルトキハ請願ノ主旨ニ基キ政府ニ建議シ又ハ其ノ院自ラ法律案ヲ提出スル等適宜ノ措置ヲ為スヘシ

第三十七條 両議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得

第五十條 議會ハ每年之ヲ召集ス

第三十九條 議會ハ自ラ其ノ閉會ノ期日ヲ決定スヘシ

第四十條 臨時必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

第四十一條 両議院ノ議員ハ其ノ院總員三分ノ一以上ノ発議ヲ以シ

兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十一條 両議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付キ院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ

第六章 審判所

第五十二條 両議院ノ議院ハ現行犯ニ関スル罪ヲ除クノ外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラルコトナシ
第五十三條 大臣及政府委員ハ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

両議員ハ大臣及政府委員ニ對シテ其ノ出席ヲ要求スルコトヲ得

第五章 大臣

第五十四條 大臣ノ天皇輔弼ノ職務ハ國務ノ全範囲ニ亘ル
大臣ノ外天皇輔弼ノ機關アルコトナシ

第五十五條 内閣ハ各大臣ヲ以テ之ヲ組織ス
(成と未きて訂正加筆)

内閣總理大臣ハ各大臣ノ首班トシテ内閣ノ統一ヲ保持ス

内閣ノ組織及職權ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十六條 大臣ハ両議院ノ議員中ヨリ之ヲ任ス

但シ衆議員ノ解散ニ依リ議員タル資格ヲ失ヒタル大臣ハ次ノ總擧ニ至ルマテ其ノ職ニ留マルコトヲ得
(選を本意にて留選)

第五十七條 大臣ノ在職ハ議會ノ信任アルコトヲ要件トス
第五十八條 大臣職務上重大ナル過失アリタルトキハ両議院ハ之ヲ彈劾スルコトヲ得

此ノ彈劾事件ハ法律上ノ定ムル所ニ依リ大審院之ヲ

第六章 審判所

第五十九條 裁判所ハ法律ノ外如何ナル權力ニモ服スルコトナシ
第六十條 裁判所ハ一切ノ民事訴訟、刑事訴訟及行政訴訟ヲ管轄ス

第六十一條 裁判所ハ大審院及下級裁判所ヨリ成ル 其ノ構成ハ別ルヤ否ヤヲ判決スルコトヲ得
二法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十二條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

大審院判事ノ任命ハ參議院ノ同意ヲ経ルヲ要ス

第六十三條 裁判官ハ刑法ノ宣告、懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラルコトナシ
懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十四條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス
但シ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ裁判所ハ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第七章 會計

第六十五條 租稅ヲ課徵スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

租稅法ノ効力ハ其ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノヲ除

クノ外一箇年限リトス

第六十六條 國債を起シ及予算ニ定メタルモノヲ除クノ外國庫ノ

負担トナルヘキ契約ヲ為スハ議會ノ同意ヲ經ヘシ

第六十七條 國家ノ歲出歳入ハ毎年予算ヲ以テ議會ノ同意ヲ經ヘシ

豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十八條 參議院ハ豫算ノ全体ニ付キ可否ヲ決シ修正ヲ為スコトヲ得

第六十九條 皇室ノ歲費ハ法律ヲ以テ定ム

第七十條 法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歲

出ハ法律ノ範囲内ニ於テノミ議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得

第七十一條 會計年度開始前ニ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ二箇月ヲ限り假リニ前年度ノ予算ヲ施行スルコトヲ得

第七十二條 國家ノ歲出歳出ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ
(入を未だて訂正加算)

政府其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ議會ニ提出シ其ノ承認ヲ求ムルヲ要ス

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七十三條 第八章 経済及教育

以下各條ハ經濟及教育等ニ關スル立法行政ノ基礎タルヘキモノトス

第七十四條 経済秩序ハ國富ヲ増殖シ凡テノ國民ノ生活ノ物質的文化の水準ヲ向上セシムルヲ以テ其ノ目的トス

此ノ目的ヲ達スルカ為ニ國民經濟ニ對スル綜合的計畫ニ基ク統制行ハルヘク國民ノ經濟上ノ自由ト財產ノ私有ハ制限セラルヘシ

第七十五條 土地其ノ他重要ナル生産手段ハ公益ノ為必要ナル限リ公有タルヘキモノトス

第七十六條 公共ノ福祉ニ重大影響アル大企業ハ原則トシテ公營タルヘキモノトス

第七十七條 獨占資本ノ支配ハ之ヲ禁ス

第七十八條 國民ハ凡テ勤労ニ服スル義務アルモノトス

第七十九條 不勞所得ニ依存スル生活ハ之ヲ禁ス

第七十九條 國民ノ勤労權ハ保障セラル

失業ハ防止セラルヘク又勤労ノ質量ニ相應スル報酬ハ與ヘラルヘシ

勤労者ニ對スル休息ノ施設ハ完備セラルヘシ

勤労者ノ勤労條件ヲ改善シ公共經濟ノ發達ニ寄與スルガ為ニスル自主的組織ハ保障セラル

第八十條 病者老者其ノ他勤労能力ナキ者ニ對シテハ社會保險制其ノ他ノ施設ニ依ル生活上ノ保障與ヘラルヘシ

第八十一條 國民ハ凡テ教育ニ對スル均等ナル機會與ヘラルヘシ

第八十二條 学校其ノ他社會ニ於ケル學問藝術及授業ノ自由ハ尊

重セラルヘシ

三、日本社会党案

第八十三條 学校其ノ他社會ニ於ケル公民教育及科学教育ハ特ニ
重視セラルヘキモノトス

軍國主義及過激國家主義ノ教育ハ之ヲ禁ス

第八十四條 男女ハ政治経済文化其ノ他ノ社會生活ニ於テ均等ナル待遇ヲ與ヘラルヘキモノトス

第八十五條 母性及乳幼児ニ對スル保護施設ハ完備セラルヘシ

第九章 憲法改正及附則

第八十六條 憲法改正ハ政府又ハ兩議院之ヲ発議スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス 出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ議決ヲ為スコトヲ得ス

第八十七條 (未書にて細筆) 議會ノ議決ヲ經タル憲法改正ハ別ニ法律ノ定ムル所

ニ從ヒ國民投票ニ付スヘシ

天皇ハ國民投票ニ於テ國民ノ多數ノ賛成ヲ得タル憲

法改正ヲ裁可シ其ノ公布ヲ命スヘシ

第八十七條 (未書にて修正細筆) 皇室法ノ改正ハ議會ノ議ヲ經ヘシ

第八十九條 (未書にて修正細筆) 此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ凡テ遵守ノ効力

ヲ有ス (16)

※欄外記入 「?（又ハ）」と朱書にて書き込みあり。

そして、次の「憲法に規定すべき要綱」が同封されている。

委員殿

憲法委員会

森戸辰男が政治家として属した日本社会党は、設立にあたり基本方針を決定し、憲法改正についても原彪を中心に委員会を設置し、調査研究をすることとした。その後、昭和二十一年一月十八日、常任執行委員会で憲法草案を起草することとし、党顧問高野岩三郎、片山哲、森戸辰男、原彪、鈴木義男、海野晋吉、黒田寿男、中村高一、水野長三郎、松野駒吉を委員に指名、二月二十三日に、「新憲法要綱」を発表した。

森戸辰男関係文書には、この社会党の案は所収されていないものの、昭和二十一年二月六日付で社会党から送付された「憲法に規定すべき要綱」がある。

この書類には、添え状があり、次のように書かれている。

拝啓

憲法要綱は急速作成の要有之候間御意見御発表に便宜の為め別紙諮詢事項御送附申上候条次回委員会（十一日月曜午後一時）迄に各自必ず御提出相成度候

憲法に規定すべき要綱

一、統治権の内容

- (1) 何處より発するか (主権の存在)
- (2) 天皇は如何なる統治権をもつか (所謂大権)
- (3) 議会は如何なる統治権をもつか。
- (4) 天皇の即位は如何にすべきか (議会の同意を必要とするや)
- (5) 其他について

二、天皇の地位

- (1) 地位について
- (2) 皇室典範

- (3) 退位、攝政
- (4) 不可侵權 (責任の有無)

三、國民の権利義務

- (1) 国民の基本権利の表現方法
- (2) 自由、平等、勤労、休養、文化の福利の表現、
- (3) 義務の觀念は如何
- (4) 其他

四、議會の権限と組織

- (1) 議會は立法権の外、行政の監督権を有するや否や、
- (2) 条約に對する議會の権限如何
- (3) 二院制としての第一、第二院各構成及び其権限
- (4) 第一院に決定せられたる議案が第二院に於て否決されたる場合の處置如何

(5) 議会の会期如何

(6) 議会の召集及解散

- (7) 政府の違憲行為及び大臣官吏の政治上の過失制裁に對する
- 議会の権限如何

- (8) 議會の議決を國民投票に依り覆さるや如何

五、内閣

- (1) 総理大臣は如何にして就任するや (推薦機關)

- (2) 各國務大臣任免の方法

- (3) 内閣は議会に対し責任を負ひ、天皇に対して責任を負ふや否や

- (4) 國民投票に依る内閣の不信を為し得るや

- (5) 内閣の官吏任免権の範囲内容如何

- (6) 内閣は法律執行命令を發し得るや

六、司法

- (1) 司法権は如何なる名に於て裁判所之れを行ふべきか
- (2) 司法権獨立を如何に表現するか
- (3) 大審院の権限を大審院長の選任方法及び大審院判事の選任方法
- (4) 行政裁判所長、檢事総長の選任方法
- (5) 檢事局と裁判所の關係を如何に表すか、

七、財政

- 八、憲法の改正と國民投票の内容及方法につき意見を求む

九、其他の問題

(1) 行政裁判所は廃止するや否や

(1) 新憲法制定前に爵位、位階、勲章は無効を宣言するや否や
十、新憲法制定なりや改正なりや

政府改正案に対する手續問題^[17]

この「憲法に規定すべき要綱」に基づき、各委員から意見を集約して作成されたのが日本社会党の憲法草案と考えられる。

おわりに

森戸辰男は、日本で数少ない敗戦を経験していた日本人であった。

森戸は、敗戦後のドイツにおけるインフレのなか、大原社会問題研究所のために書籍を収集するとともに、ドイツの政治状況を分析していく。森戸の回顧録である『思想の遍歴』では、社会党と共産党の間で、第三極として存在した独立中央党に着目したことが述べられている。^[18]森戸が十年後の憲法再改正を主張したのも敗戦ドイツの状況と日本の状況を重ね合わせた結果であつたろう。

また、衆議院憲法調査委員会小委員会・芦田委員会における森戸発言の中心は、ワイメール憲法およびソ連憲法を参考にしながら、特に第二十五条に結実する生活権についてであつた。

この点も、森戸のドイツ経験に基づくものであつた。憲法草案の段階で生活権は、所与のものとされており、議論の対象となつてはいない。

憲法研究会の参加者において生活権については、合意が成立していた

のであらう。生活権が問題となるのは、生活権を規定していないアメリカ合衆国憲法の影響を強く受けた帝国憲法改正案の制定過程においてであつた。

そのうえで、本憲法草案において森戸は、師の高野岩三郎が個人的に提出した憲法草案「日本共和国憲法私案要綱」に賛成しなかつたように、國民主権と天皇制への対応は、現実的かつ漸進的なものであつた。この背景には、敗戦後の混乱にあり、日々の生活におわれる日本国民に、自らの現在とその将来を完全に規定するような憲法を考え余裕がないと考えたからであり、あくまでも國民主権のもとに、与えられたものではなく、自ら決するものとして憲法の制定があるべきだ、とする立場にあつたためである。これが、憲法改正草案において、附則として十年後の新憲法制定の再設定を森戸が必要とした理由であつた。もちろん、森戸がこの時点で「十年後」とした背景には、日本が独立を果しており、日本国民の間に民主主義が浸透し、敗戦直後より、民主主義を国民が理解できるものと考えていたためである。一方で、理想的な憲法でありながら国民に浸透せず、ナチスの台頭により忘れ去られたワイメール憲法のことも脳裏に浮かんだことであらう。

歴史は、森戸の期待通りとなつたかは、解釈の余地が存在するが、すくなくとも、森戸は、漸進的な立場から、戦前との比較において、民主主義の漸進を信じていたのである。

この点を踏まえつつ、森戸辰男関係文書から、日本国憲法の制定過程・帝国憲法の改正過程に関する史料紹介は、次回のこととしたい。

注

知大学法経論集》第二十八号、昭和三十四年十月、一八八頁。

(1) 憲法調査会「憲法研究会第十回総会議事録」十四頁。

(2) 一条一句変えてはならないという狹義「護憲」派のみならず、理念としての継承を重視する「護憲」派および解釈「改憲」派、さらには、環境権や国民の知る権利（情報公開）を加えようとする「加憲」派も、

憲法第九条にのみ問題を限定したならば、全て「護憲」派に分類されてしまう（小路田泰直「刊行にあたって」「憲法と歴史学－憲法改正論争の始まりに際して」、ゆまに書房、平成十六年）。反対に、「改憲」派も、新憲法制定という「改憲」派を先頭に、憲法改正を目指す「改憲」

派、解釈「改憲」派、さらに「加憲」派のみならず、理念を継承することを前提とすれば理念的な「護憲」派も含めて広義の「改憲」派が成立する。すなわち、もはや、「護憲」「改憲」という二項対立は、政治的スローガンとしての機能も本質的に薄れつつあるのではないだろうか。

(3) 森戸文書研究会編「森戸辰男関係文書目録」上巻、文書番号M001020100000～M001020105100)。

(4) 広島大学所蔵森戸辰男関係文書、「森戸辰男関係文書目録」下巻、「2・講演等原稿」一四八頁、文書番号TA02043800700。

(5) 鈴木安蔵「憲法研究会の憲法草案起草および憲法制定会議提唱」「愛知大学法経論集」第二十八号、昭和三十四年十月、一九三頁)。

(12) 憲法研究会は、その後も継続（毎週水曜日午後二時）し、昭和二十一年一月に入つてからも、各界の専門家による討議を求めている。昭和二十一年一月付憲法研究会「研究会の日程について」森戸辰男関係文書、文書番号(TA01020204030)。

(6) 鈴木安蔵「憲法研究会の憲法草案起草および憲法制定会議提唱」「愛知大学法経論集」第二十八号、昭和三十四年十月、一八七・八頁。

(7) 鈴木安蔵「憲法研究会の憲法草案起草および憲法制定会議提唱」「愛

知大学法経論集」第二十八号、昭和三十四年十月、一八八頁。

(9) 広島大学所蔵「森戸辰男関係文書目録」上巻、一一頁、文書番号M001020102900° 形態は、B四から半紙中折五枚、孔版。

(10) 本通知については、横浜市所蔵森戸辰男関係文書（現在、広島大学文書館整理中）に所収されている。

(11) なお、この憲法研究会憲法草案要綱に対し、鈴木義男から「わざわざ『社会党は天皇制維持の憲法草案をつくることになつたから、天皇制をみどめていない憲法研究会案に自分の名を出すことはしないよう』といふ葉書がきた」と鈴木安蔵は述べている（鈴木安蔵「憲法研究会の憲法草案起草および憲法制定会議提唱」「愛知大学法経論集」第二十八号、昭和三十四年十月、一九三頁)。

(8) この時点で、天皇制廃止を憲法中に明記したのは、高野岩三郎による「日本共和國憲法私案要綱」と日本共産党案であった。しかし、当該期、天皇制を廃止することが政治的に可能な状況ではなく、急激な共和制化は現実的ではなかつたといえよう。

(1) 憲法調査会「憲法研究会第十回総会議事録」十四頁。

(8) この時点で、天皇制廃止を憲法中に明記したのは、高野岩三郎による

「日本共和國憲法私案要綱」と日本共産党案であった。しかし、当該期、天皇制を廃止することが政治的に可能な状況ではなく、急激な共和制化は現実的ではなかつたといえよう。

- (19) GHQ/SCAP 民政局文書 GHQ/SCAP Records; Government Section; Box No. 2225; "The Japanese Constitution" <Sheet No. GS (B) 02090-02092>; 国立国会図書館・米国国立公文書館 (RG331), <http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/060shoshi.html>)。ハウエルは、憲法研究会案の諸条項は「民主主義的で、賛成できぬ」と評価。憲法研究会案がGHQ草案作成に大きな影響を与えていたことが確認された。
- (14) 広島大学所蔵森戸辰男関係文書、文書番号 TA01020202030° 形態、十四cm×九.1cm、厚紙一枚、青ペン書、封書。
- (15) 「森戸辰男関係文書目録」上巻、一頁、文書番号 MO01020101700°
- (16) 広島大学所蔵「森戸辰男関係文書目録」上巻、一頁、文書番号 MO01020101700°、形態はB四わら半紙、中折十七枚、孔版、糸綴。なお、これ以外に、広島大学文書館所蔵森戸辰男関係文書には、ひきの憲法改正案が所収されている。
- 日本弁護士協会・東京弁護士会「政府の憲法改正案に対する修正案とその理由」昭和二十一年六月（目録番号 MO01020100400）
- (17) 広島大学所蔵森戸辰男関係文書（文書番号 TA01020205010）。形態は、B四わら半紙六枚、孔版、ピン止め、封書。
- (18) 「独立国憲法」「森戸辰男関係文書」(MO01020105100)。
- (19) 森戸辰男著「思想の遍歴 上 一クロボトキン事件前後」（昭和四十七年、春秋社）11031～11411頁。
- (20) 「ソヴェート社会主義共和国連邦憲法」「森戸辰男関係文書」MO01020300100°

(21) 昭和二十一年十一月二十一日執筆、十二月十日加筆。なお、同要綱は、第一章を修正、若干の字句修正を行い、雑誌「新生」昭和二十一年一月号掲載論文「囚われたる民衆」や「改正憲法私案要綱」として発表された。

(1) いけ セイイチ・広島大学文書館